委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 税務課
委託業務番号	令和4年度 長税第584-7号
委託業務名称	令和4年度時点修正(鑑定)業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	令和5年度固定資産(土地)の課税に向けて、宅地の価格(下落)修正を判断するため、標準宅地の価格の令和3年7月1日から令和4年7月1日までの変動率を鑑定するもの。
履行期間	令和4年6月21日 から 令和4年11月30日
契約年月日	令和4年6月20日
契約額(税込)	893, 970円
契約の相手方	[所在地又は住所] 彦根市大東町13番1号 上野第2ビル [商号又は名称]第一不動産鑑定所
契約相手方の 選 定 理 由	本業務は、令和3年評価替えを行った標準宅地の地価動向を把握する業務であり、また、他の公的土地評価(地価公示、県地価調査など)との均衡を図る必要があることから、同標準宅地の鑑定評価業務を担当し、その鑑定価格や地域の土地の価格事情に精通している「第一不動産鑑定所」を随意契約の相手方として選定した。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えな
, e	いものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。